

別表第1（第2条関係） 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金・基幹公共交通ネットワーク市町村連携地域交通確保事業補助金

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者、連携協議会及び市町村	補助対象系統に係る経常費用	<p>奈良県基幹公共交通ネットワーク計画に確保が必要として掲載された運行系統で、次に掲げる（1）から（4）までのいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>なお、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅との近接又は共有、乗継に適したダイヤの設定、乗継ぎ割引の設定等の乗継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。</p>	
		<p>（1）次のイからホまでに掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>イ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に定める路線定期運行に係るものであること。</p> <p>ロ 次の（イ）から（ハ）までのいずれかの利用に対応して運行されるものであること。この場合の「利用に対応して」とは、目的となる施設とバス停との近接又は共有、目的となる施設の利用に適したダイヤの設定等の措置が講じられていることをいう。</p> <p>（イ）二次・三次医療圏内で公的病院又は病床数200床上の救急告示病院への通院を目的とした利用</p> <p>（ロ）県内に所在する高等学校への通学目的の利用</p> <p>（ハ）通勤、買物等を目的とし、鉄道利用を含めた利用</p> <p>ホ 次の（イ）から（ニ）までの全てを満たす地域公共交通のネットワークを構成するものであること。</p> <p>（イ）複数市町村にまたがるもの（平成23年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。）</p> <p>（ロ）2以上の市町村が運行するコミュニティバス等と接続するもの（補助対象期間の前年度の3月末日において運行が確定しているものとする。）</p> <p>（ハ）鉄道駅に接続するもの</p> <p>（ニ）主要な幹線道路（国道及び主要地方道）を主に運行するもの</p> <p>ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のものであること。ただし、通院、通学等の移動目的に応じて知事が認めた場合は、平日における1日当たりの計画運行回数が3回以上のものであること。</p> <p>ホ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあつては、再編を行う日までに奈良県基幹公共交通ネットワー</p>	<p>3/10</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>

		<p>ク計画の変更を経て実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)</p>	
		<p>(2) (1) のイ及びホ並びに次のイ及びロに掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>イ (1) の要件を満たす運行系統が存在しない過疎地域にある市町村を經由し、かつ、(1) の要件に適合する運行系統に接続する運行系統であって、過疎地域の住民の広域移動又は観光客の移動確保に必要なものであること。</p> <p>ロ 次の(イ)から(ハ)までの全てを満たす地域公共交通のネットワークを構成するものであること。</p> <p>(イ) 複数市町村にまたがるもの(平成23年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。)</p> <p>(ロ) 2以上の市町村が運行するコミュニティバス等と接続するもの(補助対象期間の前年度の3月末日において運行が確定しているものとする。)</p> <p>(ハ) 主要な幹線道路(国道及び主要地方道)を主に運行するもの</p>	<p>3/10</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>
		<p>(3) (1) のイ及びホ並びに次に掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>複数の世界遺産エリアを結び、案内等を通じて利用者に観光周遊バスである旨を理解される工夫を行っていると思われる観光周遊を目的とした利用に対応して運行されるもので、鉄道駅に接続するものであること。この場合の「利用に対応して」とは、目的となる施設とバス停との近接又は共有、目的となる施設の利用に適したダイヤの設定等の措置が講じられていることをいう。</p>	<p>3/10</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>
		<p>(4) (1) のイ及びホ並びに次に掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>鉄道駅と次の(イ)又は(ロ)に掲げる施設を結ぶもので、当該施設の利用に対応して新たな便を運行するものであること。ただし、目的となる施設の利用に対応した、その他の公共交通が無い場合に限る。この場合の「利用に対応して」</p>	<p>2/3</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常</p>

		<p>とは、目的となる施設とバス停との近接又は共有、目的となる施設の利用に適したダイヤの設定等の措置が講じられていることをいう。</p> <p>(イ) 二次・三次医療圏内で公的病院又は病床数200床以上の救急告示病院</p> <p>(ロ) 県内に所在する高等学校</p>	<p>収益及び国庫補助金等を除いた額を上限とする。</p>
--	--	---	-------------------------------

(注) 補助対象系統に係る経常費用及び経常収益の算出については別表7に定めるものとする。

別表第2（第6条関係） 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金（再編特例）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象基準	補助率
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、連携協議会及び市町村</p>	<p>補助対象系統に係る経常費用</p>	<p>再編計画に位置づけられた運行系統であって、奈良県基幹公共交通ネットワーク計画に確保が必要として掲載され、次に掲げる（1）から（4）までのいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>なお、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅との近接又は共有、乗継に適したダイヤの設定、乗継ぎ割引の設定等の乗継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。</p>	
		<p>（1）次のイからホまでに掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>イ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に定める路線定期運行に係るものであること。</p> <p>ロ 次の（イ）から（ハ）までのいずれかの利用に対応して運行されるものであること。この場合の「利用に対応して」とは、目的となる施設とバス停との近接又は共有、目的となる施設の利用に適したダイヤの設定等の措置が講じられていることをいう。</p> <p>（イ）二次・三次医療圏内で公的病院又は病床数200床上の救急告示病院への通院を目的とした利用</p> <p>（ロ）県内に所在する高等学校への通学目的の利用</p> <p>（ハ）通勤、買物等を目的とし、鉄道利用を含めた利用</p> <p>ハ 次の（イ）から（ニ）までの全てを満たす地域公共交通のネットワークを構成するもの又は再編の際現に基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金の補助対象系統となっていた一の系統について、再編により系統の途中に乗換拠点を設け、複数の系統に分割したものであること。</p> <p>（イ）複数市町村にまたがるもの（平成23年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。）</p> <p>（ロ）2以上の市町村が運行するコミュニティバス等と接続するもの（補助対象期間の前年度の3月末日において運行が確定しているものとする。）</p> <p>（ハ）鉄道駅に接続するもの</p> <p>（ニ）主要な幹線道路（国道及び主要地方道）を主に運行するもの</p> <p>ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のものであること。ただし、通院、通学等の移動目的に応じて知事が認めた場合は、平日における1日当たりの計画運行回数が3回以上のものであること。</p> <p>ホ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運</p>	<p>3/10</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>

		<p>行される予定のものであること。（補助対象期間の途中で補助対象システムの合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに奈良県基幹公共交通ネットワーク計画の変更を経て実施する場合に限り、同一の補助対象システムが補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）</p>	
		<p>(2) (1) のイ及びホ並びに次のイ及びロに掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>イ (1) の要件を満たす運行系統が存在しない過疎地域にある市町村を経由し、かつ、(1) の要件に適合する運行系統に接続する運行系統であって、過疎地域の住民の広域移動又は観光客の移動確保に必要なものであること。</p> <p>ロ 次の(イ)から(ハ)までの全てを満たす地域公共交通のネットワークを構成するもの若しくは再編の際現に基幹公共交通ネットワーク路線運行費(幹線系統)補助金の補助対象システムとなっていた一の系統について、再編により系統の途中に乗換拠点を設け、複数の系統に分割したものであること。</p> <p>(イ) 複数市町村にまたがるもの(平成23年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。)</p> <p>(ロ) 2以上の市町村が運行するコミュニティバス等と接続するもの(補助対象期間の前年度の3月末日において運行が確定しているものとする。)</p> <p>(ハ) 主要な幹線道路(国道及び主要地方道)を主に運行するもの</p>	<p>3/10 ただし、補助額は補助対象システムに係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>
		<p>(3) (1) のイ及びホ並びに次に掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>複数の世界遺産エリアを結び、案内等を通じて利用者に観光周遊バスである旨を理解される工夫を行っていると思われる観光周遊を目的とした利用に対応して運行されるもので、鉄道駅に接続するものであること。この場合の「利用に対応して」とは、目的となる施設とバス停との近接又は共有、目的となる施設の利用に適したダイヤの設定等の措置が講じられていることをいう。</p>	<p>3/10 ただし、補助額は補助対象システムに係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>

		<p>(4) (1) のイ及びホ並びに次に掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>鉄道駅と次の(イ)又は(ロ)に掲げる施設を結ぶもので、当該施設の利用に対応して新たな便を運行するものであること。ただし、目的となる施設の利用に対応した、その他の公共交通が無い場合に限る。この場合の「利用に対応して」とは、目的となる施設とバス停との近接又は共有、目的となる施設の利用に適したダイヤの設定等の措置が講じられていることをいう。</p> <p>(イ) 二次・三次医療圏内で公的病院又は病床数200床以上の救急告示病院</p> <p>(ロ) 県内に所在する高等学校</p>	<p>2/3</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額を上限とする。</p>
--	--	--	---

(注) 補助対象系統に係る経常費用及び経常収益の算出については別表7に定めるものとする。

別表第3（第2条関係） 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象基準	補助率
市町村協議会、市町村及び自家用有償旅客運送者	補助対象系統に係る経常費用	<p>奈良県基幹公共交通ネットワーク計画に確保が必要として掲載された運行系統で、次に掲げる要件に該当するもの。</p> <p>なお、「接続」とは、バス停留所、乗降可能箇所、駅相互の近接又は共有、乗継に適したダイヤの設定、乗継ぎ割引の設定等の乗継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。</p>	
		<p>次のイからホまでに掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>イ 道路運送法施行規則第3条の3に定める路線定期運行、路線不定期運行、区域運行又は同規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）1.①に定める「交通空白輸送」に限る。）若しくは同条第2号に定める公共交通空白地輸送であって乗合旅客の運送に係るものであること。</p> <p>ロ 次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>(イ) 奈良県基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金対象系統に接続し、かつ鉄道駅に接続しないもの</p> <p>(ロ) 鉄道駅若しくは次の①から③までの全てに適合する系統に接続するもの（ただし、南部東部地域等（「奈良県南部振興計画」（平成27年3月）及び「奈良県東部振興計画」（平成27年3月）の対象区域市町村のことをいう。）の移動手段の確保を目的としたものに限る。）</p> <p>① 道路運送法施行規則第3条の3第1号に定める路線定期運行</p> <p>② 複数市町村にまたがるもの（平成23年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。）</p> <p>③ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの</p> <p>ハ 次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>(イ) 補助対象期間中に新たに運行を開始するもの</p> <p>(ロ) 前年度補助対象期間に基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金の交付を受けたもの</p> <p>ホ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあつては、再編を行う日までに奈良県基幹公共交通ネットワーク計画の変更を経て実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）</p>	<p>3/10</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>

(注) 補助対象系統に係る経常費用及び経常収益の算出については別表8に定めるものとする。

別表第4（第6条関係） 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金（再編特例）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象基準	補助率
市町村協議会、市町村及び自家用有償旅客運送者	補助対象系統に係る経常費用	<p>再編計画に位置づけられた運行系統であって、奈良県基幹公共交通ネットワーク計画に確保が必要として掲載され、次に掲げる要件に該当するもの。</p> <p>なお、「接続」とは、バス停留所、乗降可能箇所、駅相互の近接又は共有、乗継に適したダイヤの設定、乗継ぎ割引の設定等の乗継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。</p>	
		<p>次のイからハまでに掲げる要件の全てを満たす運行系統</p> <p>イ 道路運送法施行規則第3条の3に定める路線定期運行、路線不定期運行、区域運行又は同規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）1.①に定める「交通空白輸送」に限る。）若しくは同条第2号に定める公共交通空白地輸送であって乗合旅客の運送に係るものであること。</p> <p>ロ 次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>(イ) 奈良県基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金対象系統に接続し、かつ鉄道駅に接続しないもの</p> <p>(ロ) 鉄道駅若しくは次の①から③までの全てに適合する系統に接続するもの（ただし、南部東部地域等（「奈良県南部振興計画」（平成27年3月）及び「奈良県東部振興計画」（平成27年3月）の対象区域市町村のことをいう。）の移動手段の確保を目的としたものに限る。）</p> <p>① 道路運送法施行規則第3条の3第1号に定める路線定期運行</p> <p>② 複数市町村にまたがるもの（平成23年9月30日における市町村の状態に応じて決定するものとする。）</p> <p>③ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの</p> <p>ハ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあつては、再編を行う日までに奈良県基幹公共交通ネットワーク計画の変更を経て実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）</p>	<p>3/10</p> <p>ただし、補助額は補助対象系統に係る経常費用から経常収益を除いた額の1/2若しくは経常費用から経常収益及び国庫補助金等を除いた額のいずれか少ない方を上限とする。</p>

(注) 補助対象系統に係る経常費用及び経常収益の算出については別表8に定めるものとする。

別表第5（第2条関係） 基幹公共交通ネットワーク車両減価償却費等補助金

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象車両に係る減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額	<p>奈良県基幹公共交通ネットワーク計画に取得が必要として掲載された車両で、次のイ及びロに掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うものであること。ただし、前年度までに購入を行い、車両減価償却費等補助金の交付を受けている車両にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一に定める乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。</p> <p>ロ 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下であり、かつ、乗車定員11人以上であるノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）であること。ただし、原則として標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号）に基づく認定を受けたものに限る。</p>	1 / 3

（注）補助対象経費の算出については別表9に定めるものとする。

別表第6（第6条関係） 基幹公共交通ネットワーク車両減価償却費等補助金（再編特例）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象車両の購入に係る費用	<p>奈良県基幹公共交通ネットワーク計画に取得が必要として掲載された車両で、次のイ及びロに掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>イ 補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年1月31日までの間に取得した車両。</p> <p>ロ 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下の車両であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 乗車定員11人以上であるノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）であって、原則として標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号）に基づく認定を受けたもの</p> <p>② 乗車定員10人以下の車両であって、奈良県知事が認めるもの（ただし、基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金の補助対象系統の途中に乗換拠点を設け、複数に分割した系統の運行の用に供するもの。）</p>	1 / 3

（注）補助対象経費の算出については別表10に定めるものとする。

別表第7（第7条・第23条関係） 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金・
基幹公共交通ネットワーク市町村連携地域交通確保事業補助金

補助対象経費の額等の算出方法

- 1 補助対象経費の額は、補助対象系統に係る経常費用の見込額とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併、分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）
- 2 補助対象系統に係る経常費用の見込額は、次の式によって算出する。
当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額（走行キロに比例する費用） ×
当該補助対象系統の計画実車走行キロ + 当該補助対象事業者の地域実車走行時間当たり経常費用の見込額（走行時間に比例する費用） × 当該補助対象系統の計画実車走行時間
- 3 補助対象系統に係る経常収益の額は見込額とし、次式によって算出する。（補助対象期間中に補助対象系統の合併、分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）
当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ

当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額は、補助対象期間の前々年度における当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績額以上の額により算出するものとする。ただし、新設系統で実績額が無い場合は、補助対象経常費用の8/20に相当する額と県が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い方の額とする。

(注)

- 1 「当該補助対象事業者（第3条第3項の規定により連携協議会又は市町村が補助対象事業者となる場合にあつては、運送予定者。以下この表において同じ。）の実車走行キロ当たり経常費用（走行キロに比例する費用）」とは、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の経常費用（走行時間に比例する費用を除く。）を補助対象期間の前々年度における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。（国庫補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）
- 2 「当該補助対象事業者の地域実車走行時間当たり経常費用（走行時間に比例する費用）」とは、補助対象系統の運行する地域における補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の経常費用（走行時間に比例する費用）を補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の実車走行時間の実績値で除した1時間当たりの経常費用をいう。
- 3 （注1）（注2）において、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の実績が無い場合は、補助対象事業者が算出する経常費用の見込額と県が算出する経常費用（別表第7によって算出する費用）の見込額のうち、いずれか低い額をもって当該補助事業者の経常費用の見込額とする。

別表第8（第19条関係） 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金

補助対象経費の額等の算出方法

- 1 補助対象経費の額は、補助対象系統に係る経常費用の見込額とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併、分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）

- 2 補助対象系統に係る経常費用の見込額は、次式によって算出する。
 (路線を定めて行う一般乗合旅客運送事業の場合)

$$\text{当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額（走行キロに比例する費用）} \times \text{当該補助対象系統の計画実車走行キロ} + \text{当該補助対象事業者の地域実車走行時間当たり経常費用の見込額（走行時間に比例する費用）} \times \text{当該補助対象系統の計画実車走行時間}$$

 (路線を定めて行う自家用有償旅客運送の場合)

$$\text{当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額} \times \text{当該補助対象系統の計画実車走行キロ}$$

 (上記以外の一般乗合旅客運送事業及び自家用有償旅客運送の場合)

$$\text{当該補助対象事業者の時間当たり経常費用の見込額} \times \text{当該補助対象系統の計画実車走行時間}$$

- 3 補助対象系統に係る経常収益の額は見込額とし、次式によって算出する。（補助対象期間中に補助対象系統の合併、分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）
 (路線を定めて行う一般乗合旅客運送事業及び自家用有償旅客運送の場合)

$$\text{当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額} \times \text{当該補助対象系統の計画実車走行キロ}$$

 (上記以外の一般乗合旅客運送事業及び自家用有償旅客運送の場合)

$$\text{当該補助対象期間の車両1両に係る1時間当たり経常収益の見込額} \times \text{当該補助対象事業者の計画サービス提供時間}$$

 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額、当該補助対象期間の車両1両に係る1時間当たりの経常収益の見込額は、補助対象期間の前々年度における実績額以上の額により算出するものとする。ただし、新設系統で実績額が無い場合は、補助対象経常費用の8/20に相当する額と県が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い方の額とする。

(注)

- 1 「当該補助対象事業者（第3条第2項第2号の規定により市町村協議会又は市町村が補助対象事業者となる場合にあつては、運送予定者。以下この表において同じ。）の実車走行キロ当たり経常費用（走行キロに比例する費用）」とは、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の経常費用（走行時間に比例する費用を除く。）を補助対象期間の前々年度における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。（国庫補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）

- 2 「当該補助対象事業者の地域実車走行時間当たり経常費用（走行時間に比例する費用）」とは、補助対象系統の運行する地域における補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の経常費用（走行時間に比例する費用）を補助対象期間の前々年度における一般乗合旅客運送事業の実車走行時間の実績値で除した1時間当たりの経常費用をいう。
- 3 「当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における自家用有償旅客運送の経常費用を補助対象期間の前々年度における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- 4 「当該補助対象事業者の時間当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における車両1両当たりの平均費用を、補助対象期間の前々年度におけるサービス提供時間の実績値で除した1時間当たりの経常費用をいう。
- 5 （注1）（注2）（注3）（注4）において、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における実績が無い場合は、補助対象事業者が算出する経常費用の見込額と県が算出する経常費用（別表第8によって算出する費用）の見込額のうち、いずれか低い額をもって当該補助事業者の経常費用の見込額とする。

別表第9（第27条関係） 基幹公共交通ネットワーク車両減価償却費補助金

補助対象経費の額の算出方法

- 1 補助対象経費の額は、補助対象車両に係る減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額とする。
- 2 補助対象車両に係る減価償却費の算出根拠とする車両取得額（以下「補助対象車両取得額」という。）は、1両につき実購入額（車両本体の価格及び奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業の補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計であり、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）から備忘価格として1円を控除した額又は1,500万円のいずれか少ない方の額とする。
- 3 補助対象車両に係る減価償却費は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第5条に規定する償却率に基づき次式により算出した額と、補助事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか少ない方の額とする。
$$\text{補助対象車両取得額} \times \text{当該車両の償却率} \times (\text{補助対象期間中に使用していた月数} \div 12)$$

ただし、リース車両については次式により算出した額と、補助事業者の補助対象年度におけるリース契約額のいずれか少ない方の額とする。
$$\text{補助対象車両取得額} \div \text{当該車両の耐用年数} \times (\text{補助対象期間中に使用していた月数} \div 12)$$

※補助対象期間中に使用していた月数に1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げるものとする。
- 4 補助対象金融費用は、年2.5%を上限とする（リース車両についても同様とする。）。
- 5 特別償却制度の適用を受ける場合にあつては、3で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。

別表第10（第27条関係） 基幹公共交通ネットワーク車両減価償却費補助金（再編特例）

補助対象経費の額の算出方法

補助対象経費の額は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない方の額とする。

イ 車両の種別により、次のいずれかの額。

①乗車定員11人以上であるノンステップ型車両 : 1,500万円

②乗車定員10人以下の車両 : 500万円

ロ 実購入額（車両本体の価格及び奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業の補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計であり、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）